

F S S 3 5 サテライトオフィス 多目的室2 使用基準

- ・偶発的に事故、けが等が発生することが考えられますので、万が一のためにあらかじめ傷害保険並びに賠償責任保険などの加入をお勧めします。
- ・町に故意または重大な過失がある場合を除き、当施設使用中に使用者が負った怪我、後遺障害及び死亡その他の一切の損害に関して、町は責任を負いません。
- ・当施設使用中に設備等を破損した場合、損害を賠償していただく場合があります。
- ・施設内での使用者間で起きた怪我、後遺障害及び死亡、その他何らかの損害を負わせた場合は、当事者間において誠意を持った対応で解決してください。町は一切の責任を負いません。
- ・ご使用の際、登録が必要になります。本人確認の出来る書類等をお持ちの上、FSS35サテライトオフィス受付（以下、「受付」という。）にて手続きしてください。また、中学生以下の方はマイナンバーカードまたは保険証、学生証の他に保護者の同意書（署名）が必要です。
- ・受付では、使用基準などの同意を受け、本人確認の出来る書類等・保護者同意署名（中学生以下）で確認して登録を行い、「F S S 3 5 サテライトオフィス 多目的室2 使用カード」（以下、「使用カード」という）を発行します。（初回の登録において登録年度の3月31日迄を有効とします。更新手続きには当初と同様の手続きが必要になります。）使用カードは他人に貸与し又は、譲渡することはできません。
- ・施設使用時には使用カードを受付にご提示ください。
- ・施設使用料の納付は使用当日現金でのお支払いとなります。
- ・使用時間にかかるわらす、使用料の返金は行いません。
- ・施設開場時間は、午前8時半から午後8時半までです。
- ・施設の補修工事など、施設の管理上、使用できない場合があります。
- ・安全で快適に使用していただくために、施設の一部を閉鎖してメンテナンス作業を行う場合があります。
- ・施設設備は譲り合ってお互い気持ちよく使用できるよう心がけましょう。
- ・施設職員の判断により、入場制限を行う場合がございます。場内では必ず職員の指示に従ってください。

(1) 禁止事項について

- ・火気を使用し、又は危険を引き起こす恐れのある行為
- ・許可を受けていない物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類の掲示・配布を行う行為
- ・施設及び設備の汚損・損傷・若しくは滅失、又はこれらの恐れがある行為
- ・水分補給以外の施設内での飲食（菓子類を含みます。）
- ・喫煙、飲酒（酒気を帯びての入場はお断りいたします。）
- ・他人の迷惑になる行為や危険な行為（ラウンジ等共有スペースでの騒音等はお控えください。）
- ・その他、施設職員が危険であると判断した行為の禁止

(2) 保護者による誓約事項について

使用者が中学生以下の場合は、保護者は、使用者が当施設を安全に利用できるよう監督する責任を負

うことを誓約してください。誓約事項は次のとおりです。

- ・当施設における遊具・設備を、保護者の責任で使用者が使用することに同意します。
- ・当施設使用中に使用者が負った怪我、後遺障害及び死亡その他の一切の損害に関し、町に対して、提訴、調停の申立て、その他一切の請求を行いません。
- ・当施設使用中に設備等を破損した場合、損害賠償責任を負う可能性があることを理解しています。
- ・当施設の使用中、使用者が安全に遊ぶよう監督する義務を負うことを理解しています。
- ・当施設の使用基準を熟読し、これを遵守することを誓約します。また、使用者にも使用基準を十分に理解させ、安全に使用できるよう努めます。